

令和5年度における見直し対象品目 に係る検討方針等（案）

1. 令和5年度定期見直し対象品目（案）
2. 継続検討品目及び要見直し品目（案）
3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）
4. 継続検討品目等に係る検討方針等（案）
5. その他の見直し・事前検討等（案）

令和5年7月13日

- 1. 令和5年度定期見直し対象品目（案）**
- 2. 継続検討品目及び要見直し品目（案）**
- 3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）**
- 4. 継続検討品目等に係る検討方針等（案）**
- 5. その他の見直し・事前検討等（案）**

1. 令和5年度定期見直し対象品目（案）

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和5年度の定期見直し対象品目は**6分野15品目**
 - ▶ 令和5年度～9年度の5年間の定期見直し対象品目は**参考資料 1** 参照

対象品目の市場動向等の事前調査、業界団体等へのヒアリング調査等

分野	品目
紙類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙 ^{注1} 、塗工されている印刷用紙 ^{注1}
画像機器等	プロジェクタ
オフィス機器等	シュレッダー
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器
照明 ^{注2}	LEDを光源とした内照式表示灯
役務 ^{注2}	食堂、庁舎等において営業を行う小売業務、会議運営

注1：塗工されていない印刷用紙及び塗工されている印刷用紙については「印刷用紙専門委員会」において判断の基準等の見直し検討中

注2：令和5年度定期見直し品目であった蛍光灯関連3品目は令和4年度の見直し検討において特定調達品目から削除

2. 継続検討品目及び要見直し品目（案）

- 令和4年度において判断の基準等の見直しに関する検討を実施した結果、令和5年度も引き続き検討を行うことが適当と判断された品目等は下表のとおり
- 令和5年度は定期見直し品目**15品目**（前スライド参照）と下表の継続検討品目**9品目**の**計10分野24品目**について検討

分野又は品目	検討事項等
電気便座	○ 令和5年度において対象製品の供給状況を踏まえ、エネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る判断の基準の見直しを実施
自動車6品目	○ 自動車6品目は令和3年度に電動化を踏まえ2030年度を視野に入れた大幅な見直しを実施したところ。令和5年度の税制改正大綱（新たな「エコカー減税」）を踏まえた燃費基準等の見直しについて検討を実施
エネルギー管理システム	○ エネルギー管理システム（BEMS）は役務の庁舎管理（下記）と併せて検討を実施することが適当と判断
庁舎管理	○ 庁舎管理は令和3年度から検討を実施している環境配慮契約法に基づく建築物に係る契約に係る検討結果を踏まえ対応

1. 令和5年度定期見直し対象品目（案）
2. 継続検討品目及び要見直し品目（案）
3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）
 - (1) 紙類
 - (2) 画像機器等
 - (3) オフィス機器等
 - (4) 温水器等
 - (5) 照明
 - (6) 役務
4. 継続検討品目等に係る検討方針等（案）
5. その他の見直し・事前検討等（案）

① コピー用紙

- コピー用紙は法施行時から特定調達品目であり、当初の判断の基準は「古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下であること」
- 平成21年2月に原料となるパルプの構成、白色度、坪量を指標項目とした総合評価指標を導入
- 平成26年2月には古紙の定義等を検討した上で基本方針に明記したほか、総合評価指標において竹パルプを間伐材等として位置づける改定を実施
- 他方、令和5年2月には古紙の需給環境の変化に伴い印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙）に係る判断の基準が緊急的・暫定的に見直されたところ
- なお、コピー用紙については国等の機関において調達が困難である等の情報は寄せられていない

- 印刷用紙専門委員会において本年2月に緊急的・暫定的に見直された印刷用紙に係る判断の基準等について改めて検討を実施しているところ
- 印刷用紙専門委員会における議論を注視するとともに、調達実績、供給状況等を踏まえ、コピー用紙に係る判断の基準等の見直しの必要性について慎重に検討してははどうか
 - ➔ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直し検討については[資料4](#)を参照

② フォーム用紙

- フォーム用紙は法施行時から特定調達品目であり、当初の判断の基準は「古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること」
- 平成18年2月には違法伐採対策に係る判断の基準及び配慮事項を設定して以降は見直しを実施していない（平成17年2月に古紙パルプ配合率に変更）
- 調達量は平成23（2011）年度の1,160トンから令和3（2021）年度の101トンへ10分の1以下に大幅減少

③ インクジェットカラープリンター用塗工紙

- インクジェットプリンター用塗工紙は平成14年2月から特定調達品目に追加され、判断の基準は「古紙配合率70%以上であること」
- 平成18年2月には違法伐採対策に係る判断の基準及び配慮事項を設定して以降は見直しを実施していない（同じく古紙パルプ配合率に変更）
- 調達量は平成23年度の104トンから令和3年度の45トンへ半減

- 古紙需給環境の変化に伴う供給状況や国等の機関における調達量の推移（減少傾向が顕著であることなど）、コピー用紙と同様に印刷用紙専門委員会における議論等を踏まえ、今後の取扱を検討してはどうか
 - ➔ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直し検討については[資料4](#)を参照

○ プロジェクタ

- ➔ プロジェクタは平成23年2月に特定調達品目として追加
- ➔ 平成25年2月に待機時消費電力の見直し、水銀ランプの回収に係る判断の基準等について改定を行うなど適時見直しを実施
- ➔ 平成30年2月にはLEDを光源とした製品の普及促進の観点から、固体光源の製品について製品本体重量及び消費電力に係る判断の基準の見直しを実施
- ➔ 令和元年2月には製品本体重量、消費電力及び待機時消費電力に係る判断の基準の強化、固体光源（LED、レーザー等）に係る判断の基準の見直し等を実施したところ



- 対象としているプロジェクタは5,000lm未満の製品であり、対象範囲の拡大の可能性について検討してはどうか
- 他方、ホームユースにおいては小型化が進展しており、用途、機能に応じた新たな評価項目の設定等、基準の強化等の必要性について検討してはどうか
- 判断の基準へのタイプI環境ラベル（エコマーク）の活用、定量的環境情報開示（カーボンフットプリント）について、業界団体における取組の状況等を踏まえ検討してはどうか

○ シュレッダー

- シュレッダーは平成16年2月より特定調達品目として追加
- 当初はモータの出力能力別に待機時消費電力に係る判断の基準を設定
- 平成27年度の見直しにおいて欧州の待機時消費電力基準（ErP Lot6）に対応するよう、待機時消費電力基準の強化、出荷時における低電力モード又はオフモードへの移行時間を配慮事項から判断の基準へ格上げ



- 判断の基準へのタイプ I 環境ラベル（エコマーク）の活用、定量的環境情報開示（カーボンフットプリント）について、業界団体における取組の状況等を踏まえ検討してはどうか
- シュレッダー屑のプラスチック製の袋について製造事業者等の対応状況等を確認したうえで対応を検討してはどうか

① ヒートポンプ式電気給湯器

- ヒートポンプ式電気給湯器は平成16年2月から特定調達品目に追加
- 平成20年2月に従前の「電気給湯器」から、現在の名称へ品目名の修正を行うとともに、判断の基準として冷媒へのHFCの不使用を追加
- 平成26年2月には家庭用ヒートポンプ式電気給湯器について省エネ法トップランナー基準の設定に伴い、判断の基準を成績係数（COP）から現行のエネルギー消費効率へ見直し
- 平成31年2月には業務用ヒートポンプ式電気給湯器のエネルギー効率について、成績係数（COP）から年間加熱効率へ見直し
- 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器は、省エネ法トップランナー基準の見直しが令和3年5月に行われ、2025年度を目標年度とする新たな基準が設定



- 令和3年6月から2025年度を目標年度とする省エネ法のトップランナー基準が新たに施行されたことから、市場における製品の供給状況を確認の上、エネルギー消費効率に係る見直しについて検討してはどうか
- 太陽光発電システムとの連動や蓄電池との同時設置など脱炭素に向けた効果的な設備・機器の導入等について併せて検討してはどうか

② ガス温水機器、石油温水機器

- ガス温水機器及び石油温水機器については平成16年2月から特定調達品目に追加
- 平成19年2月に対象範囲に係る軽微な見直しを実施して以降、令和2年2月まで判断の基準等の見直しは未実施
- 令和2年2月に潜熱回収型ガス温水機器に係る判断の基準を設定（エネルギー消費効率90以上）し、基準の強化を図ったところ
- ガス温水機器及び石油温水機器については2025年度を目標年度とするトップランナー基準が令和3年4月に施行されたところ
- さらに、高効率ガス温水機器、電気式ヒートポンプ、貯湯タンクの3つのユニットを組み合わせた「ハイブリッド給湯器」が上市されているところ



- 2025年度を目標年度とするトップランナー基準、各製品の供給状況等を踏まえエネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直しを検討してはどうか
- 省エネ法の多段階評価基準の対象機器であることから、2段階の判断の基準の設定可能性について検討してはどうか
- 省CO₂・省エネルギー効果の高いハイブリッド給湯器の対象への追加を検討してはどうか


③ ガス調理機器

- ➡ ガス調理機については平成16年2月から特定調達品目に追加
- ➡ 平成17年2月に対象範囲に係る軽微な見直しを行い、平成19年2月のグリル部、平成20年2月にオーブン部に係る判断の基準を設定して以降、判断の基準等の見直しを実施していない
 - ➔ 省エネ法のトップランナー基準の目標年度はこんろ部が平成18（2006）年度、グリル部及びオーブン部が平成20（2008）年度

- ガス調理機器については、エネルギー消費効率の改善は限界に近く、上記のとおり、長期にわたってトップランナー基準の見直しも行われていないことから、新たにエネルギー消費効率以外の新たな項目の判断の基準等への設定可能性について検討を実施してはどうか

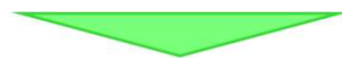
○ LEDを光源とした内照式表示灯

- ➔ LEDを光源とした内照式表示灯は平成20年2月から特定調達品目に追加
- ➔ 追加時に定格寿命及び特定の化学物質の使用の制限を判断の基準として設定したが、以降は軽微な修正を実施した以外は判断の基準等の見直しは行っていない
- ➔ 令和3年度における調達実績は3,600台程度であり、国の機関に限らず、独立行政法人、国立大学においても調達されている

- 
- 定格寿命の強化の可能性に加え、プラスチック資源循環促進法を踏まえた対応（例えば環境配慮設計等の実施）など新たな項目の判断の基準等への設定可能性について検討を実施してはどうか

① 食堂

- ➡ 食堂は平成14年2月から特定調達品目に追加
- ➡ 当初は生ゴミの減容・減量など再生利用に係る適正な処理の実施を判断の基準として設定
- ➡ 平成18年2月に新たに繰り返し利用できる食器の使用を判断の基準に追加
- ➡ 平成31年2月にワンウェイのプラスチック製食器・容器等の原則使用禁止、食品廃棄物削減のための措置、食べ残しの削減のため食堂利用者への普及啓発等を判断の基準として設定するなど大幅に強化
- ➡ また、令和4年2月には配慮事項として地域の農産物、有機農業により生産されたものを追加するなど、他の法令・制度との整合を図りつつ見直し
- ➡ 国等の機関に止まらず、地方公共団体等や民間への波及効果が大きな品目



- 配慮事項に設定されている項目の判断の基準への格上げの可能性、プラスチック資源循環の促進に向けた対応、新たな項目の判断の基準等への設定可能性について検討を実施してはどうか

② 庁舎等において営業を行う小売業務

- 庁舎等において営業を行う小売業務は平成19年2月から特定調達品目に追加
- 平成25年2月に再使用のための容器包装の返却・回収等を配慮事項に設定
- 平成31年2月にワンウェイのプラスチック製品の排出抑制、食品廃棄物削減のための取組、植物由来（バイオマス）のプラスチック製買物袋の使用等について判断の基準に追加等を実施
- 令和3年2月にワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋）について、植物由来（バイオマス）プラスチック原料の配合率基準値を10%から25%への引き上げ、呼び厚さに係る基準、単一素材であるなど再生利用のための工夫を判断の基準に追加するとともに、配慮事項に、プラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品の使用を追加する等の大幅な改定を実施
- 地方公共団体や民間等への取組の拡大が期待されることから、先進的な取組を評価することの効果は大きいものと想定

- 店舗における取組に加え、取扱う商品に係る判断の基準等の設定可能性についても、食品ロスの削減やプラスチック資源循環の促進に向けて3R+Renewableに資する観点から検討を実施してはどうか
- 配慮事項に設定されている項目の判断の基準への格上げの可能性、新たな項目の判断の基準等への設定可能性について検討を実施してはどうか

③ 会議運営

- 会議運営は平成26年2月から特定調達品目に追加
- 平成31年2月にプレミアム基準の設定を契機として、会議参加者への情報提供、飲食の提供時の措置等について判断の基準等に設定
- 特に、会議における飲料の提供については、平成31年2月に会議運営（委託契約等に会議の運営を含む業務）飲料を提供する場合のワンウェイのプラスチックの製品・容器包装の使用禁止、リユース可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収の実施を新たな判断の基準として設定
- 令和3年2月にエコドライブの定義の見直し、令和4年2月に食事提供時の食品ロスの削減、令和5年2月の電動車等の使用等の配慮事項の追加・変更



- 配慮事項に設定されている項目の判断の基準への格上げの可能性、新たな項目の判断の基準等への設定可能性について検討を実施してはどうか
- 国等の機関が自ら実施する会議やイベント等において提供される飲料を想定し、環境負荷低減の観点から、飲料の容器等に求められる要件について検討が必要ではないか
- 現行の会議運営に係る判断の基準等は、会議室において対面で開催する場合を想定していることから、オンライン開催に当たっての環境配慮の取組等の設定可能性についても検討が必要ではないか

1. 令和4年度定期見直し対象品目（案）
2. 継続検討品目及び要見直し品目（案）
3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）
4. 継続検討品目等に係る検討方針等（案）
 - (1) 家電製品
 - (2) 自動車等
 - (3) 設備
 - (4) 役務
5. その他の見直し・事前検討等（案）

○ 電気便座

- ➡ 電気便座は令和4年度の見直しにおいて、暖房機能のみを有するものを対象から除外したほか、カーボンフットプリントが算定された製品であることを配慮事項に設定したところ
- ➡ 他方、エネルギー消費効率に係る判断の基準の強化については継続検討とされたところ



- 貯湯式及び瞬間式のエネルギー消費効率に係る判断の基準の見直しについては市場への供給状況等を確認の上、検討を実施してはどうか
- 併せて2段階の判断の基準の設定可能性について検討してはどうか

○ 自動車6品目

- ➔ 自動車については令和2年度に重点見直し品目として検討を実施。令和3年2月から車種別の用途及びトップランナー基準の燃費目標等を踏まえ、乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタの6品目に細分化するとともに、当該6品目について新たに2段階の判断の基準を設定
- ➔ 令和3年度においては我が国の2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度の46%削減目標を受けて、関連する制度・計画等の改定が行われ、自動車については早期の電動化に係る方針や目標等が設定されたところ
- ➔ グリーン購入法においても自動車の電動化に向けた計画・目標、税制改正大綱のエコカー減税の燃費基準値等を踏まえ、判断の基準等の見直しを実施
- ➔ 令和4年12月に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」においてエコカー減税が見直され、燃費基準値が段階的に強化されることとなったところ

- 令和5年度以降のエコカー減税の見直し内容（燃費基準値）と整合を図ることについて、市場への供給状況等を踏まえ、検討が必要ではないか
 - ✓ 例えば乗用車は、令和5（2023）年12月末までは現行の2030年度燃費基準値の60%達成レベル、令和6（2024）年1月～令和7（2025）年4月末までが70%達成レベル、令和7（2025）年5月～令和8（2026）年4月末までが80%達成レベルと段階的に引き上げられる予定

○ エネルギー管理システム（BEMS）

- ➔ エネルギー管理システム（BEMS）は平成29年2月に設備分野の特定調達品目として追加された品目
- ➔ 庁舎等の温室効果ガスの排出削減等に関する運用改善に取り組むためには、エネルギー消費量等のデータの積極的な活用が極めて重要
- ➔ 政府実行計画においてエネルギー管理の徹底を図るため、BEMSの導入を図る※とともに、BEMSにより把握したエネルギー消費量等のデータ及び活用結果について情報公開等を通じて効率的な運用改善の促進に向けた取組を行うこととされているところ
 - ※ 「各府省庁において、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む」こととされている
- ➔ 令和3年度より環境配慮契約法に基づく建築物に係る契約について専門委員会において検討を実施しており、本年度も引き続き検討予定

- 国等の機関における調達・導入状況等を踏まえ、エネルギー管理システムに係る判断の基準等の見直しの必要性について検討してはどうか
- 環境配慮契約法の専門委員会における検討結果及び役務の庁舎管理と併せて検討してはどうか

○ 庁舎管理

- ➔ 庁舎管理は平成29年2月に特に運用面における取組・対策により継続的な省エネ・低炭素化を図る目的で判断の基準等の見直しを実施
- ➔ 庁舎等の温室効果ガスの排出削減等に関する運用改善に取り組むためには、エネルギー消費量等のデータの積極的な活用が極めて重要
- ➔ 令和3年度より環境配慮契約法に基づく建築物に係る契約について専門委員会において検討を実施しており、本年度も引き続き検討予定



- 国等の機関における調達や取組内容等を踏まえ、庁舎管理に係る判断の基準等の見直しの必要性について検討してはどうか
- 環境配慮契約法の専門委員会における検討結果及び設備のエネルギー管理システム（BEMS）と併せて検討してはどうか

1. 令和4年度定期見直し対象品目（案）
2. 継続検討品目及び要見直し品目（案）
3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）
4. 継続検討品目等に係る検討方針等（案）
5. その他の見直し・事前検討等（案）

(1) 分野横断的見直し

- プラスチック資源循環促進法、プラスチック資源循環戦略及びバイオプラスチックロードマップを踏まえ、ワンウェイのプラスチックの削減や再生プラスチック及びバイオマスプラスチック等の利用促進に関する対応が必要な品目

(2) 経過措置等設定品目等

- 本年度の見直し対象品目を含め、経過措置等を設定している品目（下表）については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長（単純延長、基準等を強化し延長等）について検討し、判断の基準等の見直しに反映

経過措置等設定品目	対 象
塗工されていない印刷用紙、 塗工されている印刷用紙	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについては印刷用紙専門委員会において検討中。検討結果を踏まえ適切に対応
文具類	大部分の材料が金属類の製品について1年間の経過措置を設定
コピー機等3品目	定量的環境情報の開示（CFP）に係る基準値1を適用することについて1年間の経過措置を設定

(3) 令和6年度の定期見直しに向けて

- 令和6～10年度における定期見直しスケジュールの作成に向けて、令和6年度の定期見直し対象の9分野23品目（下表）については、当該分野・品目に係る技術開発動向、特定調達物品等の市場供給状況等の関連情報の収集・整理を実施予定（現段階における対象品目）

分野	品目
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置
オフィス機器等	電子式卓上計算機、一次電池及び小形充電式電池
移動電話	携帯電話、PHS、スマートフォン
家電製品	テレビジョン受信機、電子レンジ
エアコンディショナー等	ストーブ
インテリア・寝装寝具	金属製ブラインド
役務	省エネルギー診断、印刷、クリーニング、印刷機能等提供業務
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋